

給付型奨学資金制度の概要

1 制度の目的（条例第1条関係）

高等学校等への進学に際し、学習意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な者に対し、修学に必要な学資金等を支給することにより、学業に専念できる環境を整備し、もって有用な人材を育成する。

2 奨学生の資格（条例第2条関係）

- (1) 保護者が区内に引き続き1年以上居住していること。
- (2) 高等学校等へ進学し、引き続き在学する予定であること。
- (3) 学習意欲があり成績優秀であるが、経済的理由により修学が困難であること。
- (4) 同種の学資金等の支給を他から受けていないこと。
- (5) 生活保護法の規定による保護を受けていないこと。

3 学資金等の支給額・支給期間等（条例第3条・第4条・第8条・規則第8条関係）

(1) 支給額

学資金 月額1万円（年額12万円）

入学準備金 10万円

(2) 支給期間

奨学生が在学する高等学校等の正規の修業年限を限度とする。なお、奨学生が高等学校等を休学するときは、復学するまでの間、学資金の支給を休止する。

4 学資金等の支給取消し（条例第9条、規則第9条関係）

奨学生が次に該当するときは、学資金等の支給決定を取り消し、取り消した部分の学資金等について、返還を求めることができる。

- (1) 奨学生の資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 傷病により修学の見込みがないと認められるとき。
- (3) 学業成績が低下する等、著しい学習意欲の低下が認められるとき。
- (4) 学資金等を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により学資金等の支給を受けたとき。
- (6) 学資金等を他の目的に使用したとき。
- (7) 条例、規則に違反する等、奨学生として不相当であると認める事由があるとき。

5 江東区奨学資金審査会（条例第10条、規則第11条～第13条関係）

学資金等の支給の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として、江東区奨学資金審査会を置く。

（1）所掌事項

- ① 学資金等の支給に係る成績及び収入の基準に関すること。
- ② 学資金等の運用方針に関すること。
- ③ 学資金等の支給に係る適格者の決定に関すること。
- ④ その他区長の諮問する事項

（2）組織

教育長と、区議会議員、教育委員会委員、学識経験者、副区長のうちから、区長が委嘱又は任命する委員14人以内をもって構成する。

6 経過措置等（附則関係）

- （1）江東区奨学資金貸付条例は廃止する。なお、貸付制度により貸付を受けた者の返還等については、旧条例等の例による。
- （2）令和6年度以後の学資金の貸付けを受けることが決定している奨学生（現高校1、2年生）のうち、審査会が認めた者に限り、給付型奨学資金制度へ変更することができる。